国家サイバー統括室
National Cybersecurity Office

政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（令和７年度版）の一部改定（令和７年９月５日）のポイント

令和７年９月

内閣官房 国家サイバー統括室

ガイドライン（令和７年度版）一部改定の主なポイント

国家サイバー統括室
National Cybersecurity Office

➢ 直近に発生した重大インシデントからの教訓・対策や最近の技術動向等を反映し、必要な改定を行うもの。

ポイント	内容
１．セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）の運用開始	➢ JC-STARの運用開始に伴う、JC-STARの機器等の選定基準への反映
２．情報セキュリティサービス審査登録制度の新たなサービスの開始	➢ 情報セキュリティサービス審査登録制度のペネトレーションテスト（侵入試験）サービスが開始
３．キッティングイメージの厳格な管理	➢ 端末キッティングイメージ（端末をユーザがすぐに使える状態にするドライブイメージのこと。）を最新に保ち、盗難・紛失がないよう厳格に管理
４．多要素主体認証（２つ以上の認証方式（例えば、指紋認証とパスワード認証）を用いた認証）の導入促進	➢ 厳格な主体認証が必要な場合以外にも、多要素主体認証方式等の導入を前提に検討し、導入を促進
５．ドメインネームシステム（DNS）の対策	➢ DNSの対策（ドメイン乗っ取り攻撃対策）の記載見直し